

国頭村国土強靱化地域計画策定業務委託

仕様書

令和4年10月

国頭村

# 仕 様 書

## 1. 業務名

国頭村国土強靱化地域計画策定業務委託

## 2. 目的

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）に基づき、本村における大規模自然災害等のリスクを踏まえ、国や県の計画ならびに本村の総合計画との整合性を図りつつ、本村の地域特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「国頭村国土強靱化地域計画」を策定することを目的とする。

## 3. 業務場所

国頭村全域

## 4. 業務期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 24 日まで

## 5. 業務内容

### (1) 計画準備

業務遂行にあたっての技術的方針や作業スケジュールを記載した業務計画書を作成する。

### (2) 計画策定支援

国頭村国土強靱化地域計画の作成について以下の業務を行う。

#### ① 計画条件の設定

本村が設定する以下の事項について、サポートを行う。ただし、受託者は、計画の検討作業中に修正等が必要と認められる場合は提案すること。

##### ア) 「基本目標」の設定

国頭村において、いかなる災害等が発生しても地域が強靱であるよう備えるべき目標を、「国土強靱化基本計画」及び「沖縄県国土強靱化地域計画」と整合を図りつつ設定する。

##### イ) 「事前に備えるべき目標」の設定

本村において大規模な自然災害が発生した場合を想定したうえで、「国土強靱化基本計画」及び「沖縄県国土強靱化地域計画」と整合を図りつつ設定する。

##### ウ) 「想定するリスク」の設定

本村の特性を踏まえ、本村に甚大な被害をもたらす恐れのある大規模自然災害

全般を対象とする。

エ) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

「国土強靱化基本計画」に定める45の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本村の地域特性を考慮して設定する。

オ) 強靱化施策分野・横断的分野の設定

「国土強靱化基本計画」に定める12の施策分野・5つの横断的分野を参考に、本村の組織などの実績を踏まえ、本村における施策・事態等を分類する施策分野・横断的分野を設定する。

カ) 各部課のあらゆる大規模自然災害対策に係る施策・事業等の状況把握

庁内各部課に照会を行い、あらゆる大規模自然災害対策に係る施策・事業等について、その目的、内容、事業規模や進捗状況等の情報を把握する。

② 脆弱性評価

本村が提供する上記の「計画条件」及び、国頭村総合計画、国頭村地域防災計画等の各種計画をもとに、国が作成した「国土強靱化基本計画」、及び「沖縄県国土強靱化地域計画」における脆弱性の分析・評価、課題の検討方法に準じて、本村における脆弱性を分析・評価する。

ア) 各部課の施策・事業等の分類・整理

国頭村総合計画、国頭村地域防災計画等における各部課のあらゆる大規模自然災害対策に係る施策・事業等について、上記エ) 及びオ) を軸としたマトリクスごとに分類・整理する。

エ) で設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策・事業等のまとめり（施策群）を「プログラム」としてまとめる。

イ) 脆弱性評価

プログラムを構成する施策ごとに課題を分析し、その分析結果をもとに各プログラムの達成度、進捗を把握し、プログラムごとにリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避できるかどうかを総合的に評価（脆弱性評価）する。

ウ) 課題の設定

脆弱性評価の結果をもとに、プログラムごとに今後の課題を設定する。

③ リスクへの対応方策の検討

脆弱性評価の結果及び設定した課題をもとに、他都市の状況等の情報収集を行いつつ、各プログラム並びに施策分野について今後必要となる施策事業を検討し、推進方針の案としてわかりやすくまとめる。

④ 施策の実施及び計画の進捗管理を行うため、国頭村総合計画との整合を図りながら、プログラムごとにわかりやすい指標（KPI 含む）を設定する。

⑤ 大規模自然災害発生時に本村が直面するリスクを踏まえ、事態が回避できなかった場合の影響の大きさ、緊急度等を考慮して、施策・事業等の重点化・優先順位づけを行う。

⑥ 国頭村国土強靱化地域計画（案）の作成

本村におけるあらゆる大規模自然災害による被害想定、リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」、脆弱性の分析・評価、今後の課題、リスクへの対応方策、対応方法に係る重点化・優先順位づけ等の検討結果をとりまとめ、計画（案）を作成する。

(3) 会議等の運営支援

次の会議の運営支援を行う。

① 庁内検討会議の運営支援

庁内で構成する庁内検討会議について、会議用資料作成・印刷、会議への出席、議事録の作成を行う。検討会議は2回程度を予定する。

(4) 報告書作成

業務内容を整理し、報告書として取りまとめる。

(5) 打合せ協議

打合せ協議は、上記（3）の会議の都度、また計画内容について必要に応じて行い、記録簿を作成して提出する。また、電話や電子メールにて確認した内容についても必要に応じて記録簿を作成するものとする。

6. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| ・報告書（業務完了までの会議録及び関係書類一式）     | 3部   |
| ・国頭村国土強靱化地域計画（A4版）           | 50部  |
| ・国頭村国土強靱化地域計画（概要版、A4版、12頁程度） | 100部 |
| ・上記の原稿等電子データ                 | 1部   |
| ・その他本村が必要と認めるもの              |      |